



2023年12月14日

各位

会社名:フューチャーベンチャーキャピタル株式会社  
(コード:8462 東証スタンダード市場)  
代表者名:代表取締役会長兼社長 澤田 大輔  
問合せ先:財務総務部長 西田 賢一郎  
(TEL:075-257-2511)

## 新株予約権買戻しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社元代表取締役金武偉氏との間で、当社が令和4年9月27日付けで同氏に対して発行した「第11回新株予約権」4,451個の全てを買い戻すことにつき別紙のとおり合意（以下「本合意書」といいます。）することを決議し、本日付けでかかる新株予約権の買戻しを実行いたしましたので、お知らせいたします。

1. 対象の新株予約権 令和4年9月27日付けで発行した「第11回新株予約権」
2. 新株予約権の個数 4,451個
3. 買戻しの理由 当社元代表取締役であった金武偉氏に対して発行した新株予約権であり、同氏が令和5年6月13日に当社代表取締役を任期満了により退任したため。
4. 買戻しの金額 4,000,000円  
(新株予約権の取得価格3,115,700円諸経費相当額884,300円)
5. 今後の見通し 当該買戻しは、諸経費の負担額を除き、金武偉氏の本新株予約権取得簿価（払込金額）をもって譲渡を行うものであり、当社業績への影響は軽微であります。

なお、当社は、金武偉氏との間で、本合意書において規定されるものを除き、両者の間において債権債務又はその他の誓約も存在しないことを相互に確認しております。

以上



別紙

## 合意書

譲渡人 金武偉（以下「甲」という。）と譲受人 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下「乙」という。）は、次の通り合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

（新株予約権の譲渡）

### 第1条

1. 甲は、乙に対し、甲が有する下記記載の新株予約権（以下「本予約権」という。）につき本予約権の譲渡対価3,115,700円及び本予約権に関して甲が負担した諸経費相当額884,300円の合計4,000,000円の支払いをもって譲渡し、乙はこれを買入れる。

記

令和4年9月27日付け乙発行の「第11回新株予約権」4451個

以上

2. 乙は、2023年12月14日限り、甲の指定する預金口座宛に振り込みにて前項の金額を支払う。振込手数料は乙の負担とする。
3. 第1項の新株予約権の権利は、甲の指定する預金口座への第1項の金額全部が着金し、第3条に基づく公表が完全に履行されたときをもって甲から乙に移転する。
4. 甲と乙は、甲乙間の2022年9月27日付新株予約権割当契約書の第7条（権利譲渡の禁止）の規定にかかわらず、第1項の譲渡について有効であることを相互に確認する。

（合意事項）

### 第2条

1. 乙は、甲の乙における取締役としての職務に関連するか否かにかかわらず、自ら又は第三者をして、甲に対する誹謗中傷、又は甲の評判若しくは名誉を毀損する行為を対外的に行わないことを誓約する。
2. 甲と乙は、本合意書に規定されるものを除き、甲乙間において何らの債権債務又はその他の誓約も存在しないことを相互に確認する。

（公表内容）

第3条 乙は、本合意書の締結に関し予め合意したプレスリリース（以下「本公表文案」という。）のみを公表するものとし、法令又は取引所ルールに明示的に定められた場合を除き、その他一切の情報配信（メディア取材含む）を行わないことを誓約する。本合意書締結以降、本公表文案公表までに、東京証券取引所からその内容につき修正要請があった場合、かかる修正及び公表の前に、甲の書面または電磁的記録による承諾を得るものとする。

（合意管轄）

第4条 甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属

